

入札説明書

「令和7年国勢調査審査事務に係る労働者派遣業務」の入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年9月5日(金)

2 入札説明書に関する質問受付期間等

- (1) 受付期間 令和7年9月5日(金)から令和7年9月17日(水)まで
土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日
午前9時から午後0時及び午後1時から午後5時まで
- (2) 受付場所 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県総務部統計課統計第一係(群馬県庁9階)
電話027-226-2406(直通)

3 調達内容

- (1) 契約業務 令和7年国勢調査審査事務に係る労働者派遣業務
- (2) 業務内容 別添「令和7年国勢調査審査事務に係る労働者派遣業務に関する仕様書」による
- (3) 契約期間 契約締結日から令和8年2月9日まで
- (4) 派遣期間 令和7年12月2日から令和8年2月9日まで
- (5) 契約方法 単価契約(1人1時間あたり)
- (6) 履行場所 令和7年国勢調査審査会場(前橋市亀里町1310 群馬県JAビル内)

4 競争参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)において、大分類「人材派遣」の登録がされており、等級区分がAであること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申し立てをしていない者であること。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 資格者名簿において、本社又は委任先営業所の所在地が群馬県内であること。
- (7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)第5条第1項に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者であること。
- (8) プライバシーマークの付与に関する認定又はこれらと同等の信頼性があると知事が認める認定を取得していること。

5 競争参加資格の確認

- (1) この公告の入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い「入札参加申請書（別記様式第1号）」及び必要な添付書類（以下、「申請書類」という。）を提出し、4に掲げる入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、申請期限日までに申請書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の入札に参加することができない。

① 添付書類

- ア 労働者派遣法第8条に定める許可証の写し
- イ 担当者届（別記様式第2号）※名刺を代用することも可
- ウ プライバシーマークの付与に関する認定等の取得を証するものの写し
- エ 会社概要に関する資料（パンフレット等）
- オ 課税（免税）事業者届出書（別記様式第3号）
- カ 個人情報管理体制等確認書（別記様式第4号）

② 「申請書類」提出期限

令和7年9月17日（水）午後5時まで（書類提出受付は土・日・祝祭日を除く）

③ 提出先

群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県総務部統計課統計第一係（群馬県庁9階）

④ 提出方法

持参または郵送による。（郵送の場合は、上記提出期限までに必着とする。）

⑤ 提出部数

各1部

- (2) 入札参加資格の確認は、申請書類の提出期限日をもって行うものとし、その結果は、入札参加資格確認通知書（別記様式第5号、以下「確認通知書」という）により令和7年9月24日（水）までに通知する。

入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、書面によりその旨通知する。

- (3) 確認通知書を受理した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、令和7年9月29日（月）午後5時までに「入札辞退届」（別記様式第6号）を上記（1）③の提出先に提出すること。

(4) その他

- ① 群馬県は、提出された申請書類を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ② 群馬県は、提出された申請書類を返却しない。
- ③ 提出期限日以降における申請書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ④ 入札説明会は実施しない。

6 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面により、説明を求められることができる。

① 提出期間

令和7年9月24日（水）から令和7年9月30日（火）まで
午前9時から午後0時及び午後1時から午後5時まで
（書類提出受付は土・日・祝祭日を除く）

② 提出場所

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県総務部統計課統計第一係（群馬県庁9階）

- (2) 説明を求められたときは、令和7年10月7日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 入札執行の日時及び場所等

(1) 入札執行の日時 令和7年9月30日(火) 午前10時から

(2) 入札執行の場所 群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県庁29階 292会議室

(3) その他

競争入札の執行にあたっては、入札参加資格があることが確認された旨の確認通知書の写しを持参すること。

8 入札方法等

(1) 群馬県が入札参加資格を確認しなかった者又は群馬県が入札参加資格を確認した後、入札参加資格を失うことになった者は、入札に参加を認めない。

(2) 入札者は、入札書(別記様式第7号)を提出しなければならない。

(3) 入札者又はその代理人の直接持参による入札とする。ただし、代理人に入札をさせる場合は、委任状(別記様式第8号)を入札時に提出し、入札書に代理人について記名押印を行うこと。

(4) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、群馬県財務規則の規定を守ること。

(5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等の規定に抵触する行為をしないこと。

(6) 入札書に記載する金額は、1人1時間当たりの単価とし、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。(消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。)

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とする。

(8) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。

(9) 第1回の入札において落札者がいないときは、第2回目の入札を行うことがある。第2回目の入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

9 入札保証金 免除

10 契約保証金 免除

11 開札

(1) 開札は、入札終了後直ちに7に掲げる日時及び場所において行う。なお、その際入札者本人又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札が無い場合は、直ちに再度の入札をする。

(3) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときには、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

12 入札の無効

(1) 次の各号に一に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする

① 公告及び4に掲げる入札に参加する資格を有しない者の入札

② 5に定める申請書類又は資料に虚偽の記載を行った者による入札

③ 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき

④ 入札に際し、不正の行為があったとき

⑤ 入札書の金額、氏名、印影、又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき

⑥ その他、入札に関する条件に違反したとき

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

13 落札者の決定方法

群馬県財務規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき入札者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない県職員にくじを引かせるものとする。

14 契約について

(1) 契約書

契約書の案は、別添のとおり

(2) 契約書等の作成

落札者は、落札の通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に契約を締結しなければならない。期間内に契約締結に応じないときは、契約の相手方となる資格を失う。ただし、契約担当者が特に理由があると認めた場合は、この限りではない。

15 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書類に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札及び契約に係る一切の費用は、入札者の負担とする。

また、契約書の作成に要する一切の費用は、入札者の負担とする。

(4) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

(5) 本件入札の執行については、地方自治法、同施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令並びに規則など関係法令の定めによる。

(6) 入札説明書等に対する質問方法等は、次による。

ア 質問の受付

質問は、担当者届に記載された者が、質問書（別記様式第9号）に記載の上、令和7年9月5日（金）午前9時から令和7年9月17日（水）午後5時までに、以下のアドレスあて電子メールにより提出して行うこと。

担当者届に記載されていない者からの質問及び受付期間外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

【 提出先メールアドレス kokuchou@pref.gunma.lg.jp 】

イ 質問への回答

回答は、令和7年9月24日（水）までに、担当者届に記載された者あて電子メールにより回答する。